

令和 2 年度 財務定期監査（監査対象：福祉局（障害福祉））

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
欠損処分が行われていない。 ②～④については、いずれも財務会計システム以外には債権管理台帳を作成しておらず、督促等の時効中断事由、納付交渉の経緯等の記録がなく、債権管理も適正に行われていない。 なお、③は平成 29 年度財務定期監査においても、適正に債権管理を行うべきと指摘していた債権であり、債務者の実態を把握し、それを台帳へ記録する取組を始めているとの措置の報告があったものであるが、事務の引継ぎができておらず、担当者が当該債権を把握していなかった。 （障害福祉課、障害者支援課、障害者福祉センター） 債権管理については、滞納の初期段階での対処方法を構築するほか、台帳を作成し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をする必要がある。また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものは、債権の管理に関する条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分すべきである。民間の場合、自らの業務の過程で発生した未収金は自ら責任をもって回収できるまで対処する。神戸市の業務でもそのときの担当ラインはあったはずで、自分で責任をもって回収にあたるべきで、なぜ回収できなかったかを明らかにして、組織として引継ぎを確実に行うべきである。 今後の対応・体制だけでなく、そもそもの原因から詰めていかなければ、また同じことが起きる恐れがある。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因をできる限り調べて今後に活かし、債権の発生から回収までの手立てを構築し、組織として実践するべきである。 また、特に③については、平成 29 年度の財務定期監査での指摘が活かされていない。速やかに是正されたい。	（障害福祉課） 今後の債権管理については、各所属において以下の内容を実施していく。 収入未済兼過誤納一覧を定期的に確認することにより、滞納の初期段階における対処を徹底する。 また、債権台帳に督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をするとともに、必要に応じて、債権の管理に関する条例に基づいた対応を実施する。 回収できていない債権については、担当者が責任をもって回収にあたり、その上司は債権回収業務の進行を適切に管理するとともに、担当者が代わる際には、未収の原因を引き継ぐことを徹底する。 このような対応を徹底するため、福祉局内において、令和 3 年 2 月に「債権放棄を含めた債権管理の適正化」として通知を行った。 この通知では、債権管理台帳の作成・更新、交渉記録や時効中断事由の記録、滞納発生時対応フローの作成などの例を参考に、債権管理方法の見直しに取り組むことや、現在の条例規定に基づ	措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	く債権放棄を検討することなどを周知し、これまで以上に適切な管理を行うよう各所属に依頼した。 また、同年 10 月にも適正管理にかかる通知を行い、福祉局において各所属の所有債権の総点検を実施した。今後このような取り組みを継続し、債権管理の適正化を図っていく。	
○ 意 見 (1) 障害児福祉手当等の支給決定にかかる決裁区分について 各区で起案している①障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当（経過的措置）及び②神戸市障害者特別給付金の支給決定にかかる決裁を確認したところ、決裁区分を課長決裁としている区と部長決裁としている区が混在している。 業務所管課からの聞き取りによると、 ①については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 38 条第 2 項及び神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第 58 条第 2 項により福祉事務所に委任され、さらに福祉事務所の権限に属する事務の専決規程により健康福祉課長専決事項(3)において福祉事務所に委任することから、支給決定は課長決裁となることである。 ・ 部長決裁としている区 中央区、北区、北神区、須磨区、垂水区、西区 また、②については、神戸市障害者特別給付金支給要綱に基づき支給しているが、その事務は神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第 70 条第 1 項第 2 号「配分した歳出予算の執行に関すること」との規定により、福祉事務所に委任することから、支給決裁は部長決裁になることである。 ・ 課長決裁としている区 中央区、須磨区（北須磨支所含む）、垂水区	福祉局において、健康福祉課長専決事項として規定している事務は、特別児童扶養手当等に関する事務、老人福祉法に規定する事務等、主に法律で定められた事務である。 ①の支給決定にかかる決裁区分については、法律で定められた支給事務であり、市で実施する一般的な支払事務と比較しても課長専決事項として取り扱う。 この取り扱いについて、令和 4 年 4 月に通知文を送付し、各区へ周知した。 一方、②に関しては、法律で定められた給付金ではなく、市の要綱で支給している給付金であることから、課長専決事項ではなく、部長決裁（福祉事務所に委任された事務）として取り扱う。 取り扱いが統一されていなかった原因は各区の認識が異なっていたことであるため、神戸市障害者特別給付金支給事務処理要領において、決裁区分の項目を追加し、令和 3 年 9 月に各区・支所へ通知を行い、部長（福祉事務所に委任された事務）決裁として取り扱うよう周知を図った。	措置済

令和2年度 財務定期監査（監査対象：福祉局（障害福祉））

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
支給決定にあたり、決められた決裁区分を徹底されたい。そのうえで、適切な決裁処理を行うよう各区に周知することを検討されたい。（障害福祉課、障害者福祉センター）		

指摘の概要	措置内容	措置状況
○ 指 摘 事 項 (1) 財産の管理に関する事務 ア 債権の管理を適正に行うべきもの 神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例で定められており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこと（第6条）が定められている。 また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とされている。 強制徴収公債権、非強制徴収公債権は地方自治法の規定により、消滅時効の期間は5年等で、時効の援用は不要、私債権は民法の規定により、時効の援用は必要であるが、時効期間満了後は、債権の管理に関する条例の規定により債権放棄も可能となっている。 (ア) 重度心身障害者介護手当返還金 重度心身障害者介護手当を過払いしたため返還させる場合において、債権管理の記録が不十分であり、時効を過ぎているにもかかわらず、不納欠損処分されないままとなっている事例があった。 ・ 東灘区 18 件 168,000 円 ・ 兵庫区 8 件 80,000 円 ・ 北区 14 件 140,000 円（北神区分含む） ・ 長田区 2 件 20,000 円 ・ 垂水区 21 件 210,000 円 ・ 西区 23 件 230,000 円 聞き取りによると、当該債権は私法上の債権であり、債務者の時効援用がない限り消滅時効が成立しないなど課題も多く、また、複数の区で事例があることから、業務所管課である福祉局障害者福祉センターとも連携のうえ、対応を検討していくとのことである。		

指摘の概要	措置内容	措置状況
（福祉局障害者福祉センター、東灘区健康福祉課、兵庫区健康福祉課、北区健康福祉課、北神区保健福祉課、長田区健康福祉課、垂水区健康福祉課、西区健康福祉課） （ア）の重度心身障害者介護手当返還金については、過払いの発生しないような制度のあり方を検討するとともに、債権回収に向けた調査等を行ったうえで回収が見込めないものは、福祉局障害者福祉センターと各区が連携し、不納欠損処分を検討を速やかに進められたい。 （イ）の療養介護措置納付金については、早急に償還方針の決裁を得たうえで、債務者から返還の誓約書の提出を受けるべきである。 債権管理については、滞納の初期段階での対処方法を構築するほか、台帳を作成し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をする必要がある。また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものは、債権の管理に関する条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分すべきである。民間の場合、自らの業務の過程で発生した未収金は自ら責任をもって回収できるまで対処する。神戸市の業務でもそのときの担当ラインはあったはずで、自分で責任をもって回収にあたるべきで、なぜ回収できなかったかを明らかにして、組織として引継ぎを確実に行うべきである。 今後の対応・体制だけでなく、そもそもの原因から詰めていかなければ、また同じことが起きる恐れがある。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因をできる限り調べて今後に活かし、債権の発生から回収までの手立てを構築し、組織として実践するべきである。	今後の債権管理については、各所属において以下の内容を実施していく。 収入未済兼過誤納一覧を定期的に確認することにより、滞納の初期段階における対応を徹底する。 また、債権台帳に督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をするとともに、必要に応じて、債権の管理に関する条例に基づいた対応を実施する。 回収できていない債権については、担当者が責任をもって回収にあたり、その上司は債権回収業務の進行を適切に管理するとともに、担当者が代わる際には、未収の原因を引き継ぐことを徹底する。 このような対応を徹底するため、福祉局内において、令和3年2月に「債権放棄を含めた債権管理の適正化」として通知を行った。 この通知では、債権管理台帳の作成・更新、交渉記録や時効中断事由の記録、滞納発生時対応フローの作成などの例を参考に、債権管理方法の見直しに取り組むことや、現在の条例規定に基づく債権放棄を検討することなどを周知し、これまで以上に適切な管理を行うよう各所属に依頼した。 なお、各区役所（福祉事務所）が管理する債権についても、その制度を所管する所属を中心に適正化を実施するようあわせて記載している。 また、同年10月にも適正管理にかかる通知を行い、福祉局において各所	措置済

令和2年度 財務定期監査（監査対象：区役所（障害福祉））

指摘の概要	措置内容	措置状況
	属の所有債権の総点検を実施した。今後もこのような取り組みを継続し、債権管理の適正化を図っていく。	